

同一労働同一賃金対応セミナー

「働き方改革関連法」が本年4月から順次施行されていますが、このうち「同一労働同一賃金」については2020年4月に施行されます（中小企業への適用は翌年4月から）。各企業では、正社員とそれ以外のパート・アルバイトなど短時間・有期雇用労働者との同一労働同一賃金に対応するために、まずは①職務の内容（「業務の内容」と「責任の程度」）の違い、②職務の内容・配置の変更範囲（「人事異動の有無や範囲」）の違いを比較して、基本給、昇給、賞与、各種手当、福利厚生、教育訓練などあらゆる待遇について差があるか、差がある場合は不合理な差には当たらないかどうかを点検し、もしも不合理な差がある場合は人事制度等を改定する必要があります。そこで今回のセミナーでは、改正の趣旨や内容について、愛知労働局雇用環境・均等部長の中込左和氏にご説明いただき、その後、対応のポイントを「労働新聞」など人事労務の専門誌に多数執筆されている株式会社リーガル・ステーション代表取締役、特定社会保険労務士、行政書士の岩崎仁弥氏に解説していただきます。

企業の人事労務担当者等多数のご参加をお待ちしております。

日時

2019年
10月15日(火)
13:00~17:30
(受付開始12:30~)

会場

名古屋市公会堂
4階ホール

名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号
・地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」下車4番出口 徒歩2分
・JR中央線「鶴舞駅」下車 徒歩2分
・市バス「鶴舞公園前」下車 徒歩3分

参加費

第1部:無料
第2部:資料代2,000円(税込)

定員

200名

※申込期日前でも定員になり次第締切とさせていただきますので、お早めにお申込みください。

主催

公益社団法人愛知労働基準協会

後援

愛知労働局

協力

株式会社労働新聞社

お問合せ

公益社団法人愛知労働基準協会 教育事業部
TEL 052-221-1439 / FAX 052-221-1440
Email: kj-ark@airouki.or.jp

内 容

第1部

【パートタイム・有期雇用労働法の概要】説明 13:00~13:30

愛知労働局 雇用環境・均等部長 中込 左和 氏

第2部

【講 演】13:30~17:30

講師

岩崎 仁弥 氏



(株)リーガル・ステーション 代表取締役
特定社会保険労務士 行政書士

【講師プロフィール】

調和ある働き方と共鳴する職場作りを目指す日本で最初の職場マイスター、(株)リーガル・ステーション代表取締役、NAC 社会保険労務士事務所首席コンサルタント、特定社会保険労務士、行政書士。

どこよりも早い法改正情報を切り札に社会保険労務士を対象とするセミナー講師という独自分野を築く。働き方改革・同一労働同一賃金時代をいち早く見据え、「多様な正社員対応就業規則」、「パートナー社員就業規則」を開発し、仕事基準の人事評価制度や社内諸規程の整備といった企業コンサルでも実績を上げている。著書の『(7訂版)リスク回避型就業規則・諸規程作成マニュアル』(日本法令)は、日本で最も売れている就業規則本。その他の主な著書として、『(3訂版)社内諸規程作成・見直しマニュアル』、『(5訂版)労働時間管理完全実務ハンドブック』(以上、日本法令)がある。

「同一労働同一賃金の実務対応」

1. 同一労働同一賃金対応の基本事項の整理
2. 同一労働同一賃金対応の「点検・検討マニュアル」ほかのポイント
3. 同一労働同一賃金とジョブ型正社員制度
(①職種・職務限定正社員、②勤務地限定正社員、③勤務時間限定正社員)に対応した人事制度・就業規則変更のポイント



